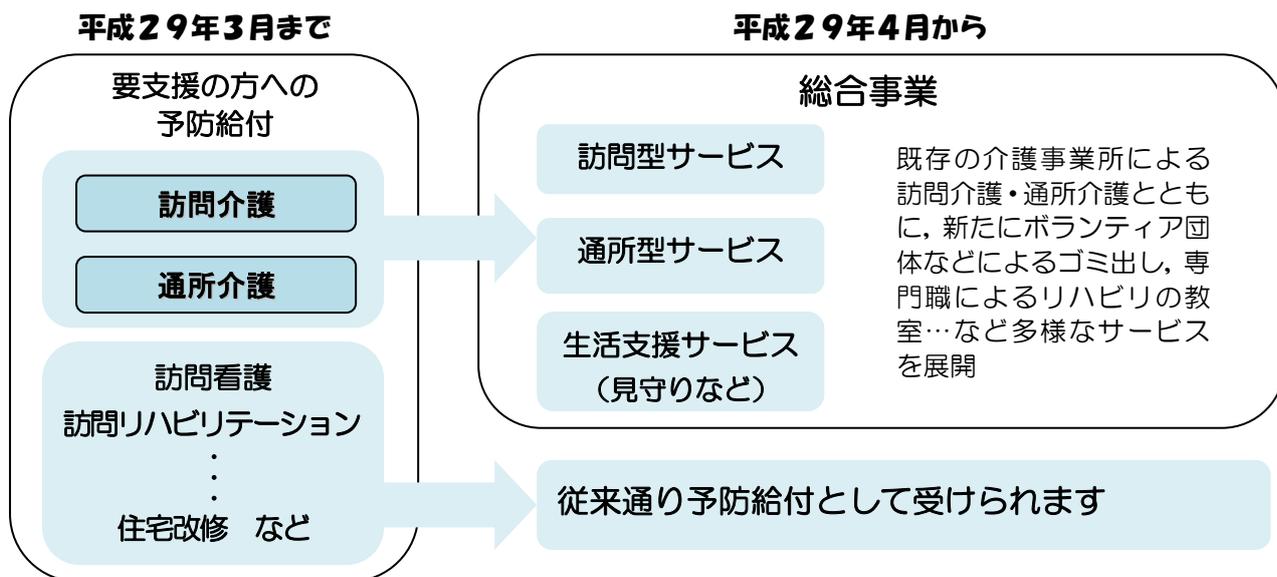


介護保険法改正による介護予防・日常生活支援総合事業について

- 平成29年4月から要支援の方の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が変わります

介護保険には、要介護の方への介護給付、要支援の方への予防給付があります。その予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へ移行します。また、既存の介護事業所によるサービスとともに、新たにボランティア団体などによるゴミ出し、専門職によるリハビリの教室など多様なサービスが受けられるようになります。

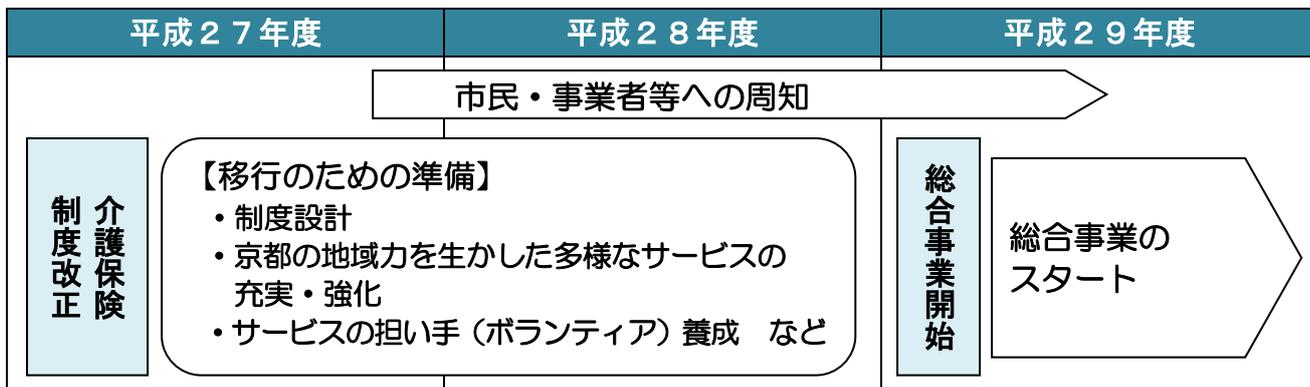


- 総合事業開始までのスケジュール

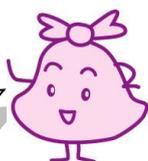
京都市では、総合事業の開始は、平成29年4月からを予定しています。

要支援の方の訪問介護及び通所介護については、平成29年4月以降総合事業に移行します（平成27・28年度は予防給付が利用できます）。

総合事業においては、多様な主体による多様なサービスの提供を充実させていきますが、移行後も、専門的なサービスが必要な場合には、引き続き従来型の訪問介護や通所介護を利用することができます。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市
CITY OF KYOTO

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課
京都市印刷物 第274329号
発行/平成27年7月